



埼玉県報

第 2 2 2 8 号
平成22年10月19日
火 曜 日

目 次

条例

- [特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし\(青少年課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例\(青少年課\)](#)
- [埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例\(政策調査課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例\(教職員課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(生活環境第一課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例\(生活環境第一課\)](#)

規則

- [埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則\(青少年課\)](#)

訓令

- [技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [防災ヘリコプター購入に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [和光都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [システム移行用サーバの賃貸借に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [一般国道140号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父児玉線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道本庄寄居線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道花園本庄線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定するための条例の改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十一号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第二条及び第四条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（人事課）

一 趣旨

平成二十二年九月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告に基づき、職員の給与を改定するための条例の改正を行う。

二 内容

（一） 給料表

医師を除く中高年齢層の職員の給料月額の引下げ

（二） 期末・勤勉手当

支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五、」を「百分の百五」に、「百分の五十五、」を「百分の五十五」に、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には「を、」百分の九十)」の下に「、十二月に支給する場合には「を、」百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十五)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には「を、」百分の四十五)」の下に「、十二月に支給する場合には「百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	

	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
再任用	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
職員以	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
外の職	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
員	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900

118	325,100	355,300	376,900	402,500					
119	325,900	355,900	377,500	403,000					
120	326,700	356,500	378,100	403,500					
121	327,400	357,000	378,500	403,900					
122	327,900	357,500	379,100	404,400					
123	328,400	358,000	379,700	404,900					
124	328,900	358,500	380,300	405,400					
125	329,200	359,000	380,800	405,800					
126		359,500	381,300						
127		360,000	381,800						
128		360,500	382,300						
129		361,000	382,600						
130		361,500	383,100						
131		361,900	383,600						
132		362,400	384,100						
133		362,900	384,400						
134		363,400	384,900						
135		363,900	385,300						
136		364,400	385,800						
137		364,700	386,100						
138		365,100	386,600						
139		365,600	387,100						
140		366,100	387,600						
141		366,400	387,900						
142		366,900							
143		367,400							
144		367,900							
145		368,200							
再任用職員	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官に適用する。

77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500			
79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100			
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700			
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300			
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900			
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500			
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100			
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700			
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500				
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100				
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700				
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300				
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900				
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500				
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100				
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700				
94	302,800	327,000	355,200	390,100					
95	304,100	328,400	356,700	390,700					
96	305,400	329,800	358,200	391,300					
97	306,500	331,200	359,600	391,800					
98	307,700	332,600	360,800	392,400					
99	308,900	334,000	361,900	393,000					
100	310,100	335,400	363,100	393,600					
101	311,300	336,900	364,400	394,100					
102	312,400	338,200	365,500	394,700					
103	313,500	339,500	366,700	395,300					
104	314,600	340,800	367,900	395,900					
105	315,600	342,000	369,200	396,400					
106	316,300	343,100	369,800	396,900					
107	317,000	344,200	370,400	397,400					
108	317,700	345,300	371,000	397,900					
109	318,400	346,500	371,700	398,200					
110	319,100	347,500	372,300	398,700					
111	319,800	348,500	372,900	399,200					
112	320,500	349,500	373,500	399,700					
113	321,300	350,600	374,000	400,100					
114	322,100	351,600	374,600	400,600					
115	322,900	352,600	375,200	401,100					
116	323,700	353,600	375,800	401,600					
117	324,300	354,700	376,300	402,000					

	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
再任用 職員以 外の職 員	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600	450,300	
	75	264,000	322,500	395,300	451,200	
	76	265,400	323,600	396,000	452,100	

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900

	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

77	266,500	324,700	396,800	452,800
78	267,800	325,700	397,400	
79	269,100	326,700	398,100	
80	270,400	327,700	398,800	
81	271,800	328,800	399,500	
82	273,100	329,600	400,200	
83	274,400	330,300	400,900	
84	275,700	331,100	401,600	
85	276,900	332,000	402,200	
86	278,200	332,600	402,900	
87	279,500	333,200	403,600	
88	280,800	333,800	404,300	
89	281,900	334,200	404,900	
90	283,100	334,800		
91	284,300	335,400		
92	285,500	336,000		
93	286,600	336,400		
94	287,600	336,900		
95	288,600	337,400		
96	289,600	337,900		
97	290,200	338,500		
98	291,100	339,000		
99	292,000	339,500		
100	292,900	340,000		
101	293,800	340,600		
102	294,500	341,100		
103	295,200	341,600		
104	295,900	342,100		
105	296,700	342,700		
106	297,200	343,200		
107	297,700	343,700		
108	298,200	344,200		
109	298,700	344,800		
110	299,100	345,300		
111	299,500	345,800		
112	299,900	346,300		
113	300,300	346,900		
114	300,700	347,400		
115	301,100	347,900		
116	301,500	348,400		
117	301,900	349,000		

	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
再任用職員以外の職員	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200

別表第四口の表及びハの表を次のように改める。

八 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500

	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
	86		292,200	329,700	351,600				
	87		292,500	330,000	352,000				
	88		292,800	330,400	352,400				
	89		293,200	330,900	352,900				
	90		293,500	331,300	353,300				
	91		293,800	331,700	353,700				
	92		294,100	332,100	354,100				
	93		294,500	332,600	354,600				
	94		294,800	332,900	355,000				
	95		295,100	333,300	355,400				
	96		295,400	333,700	355,800				
	97		295,800	333,900	356,300				
	98		296,100	334,300	356,700				
	99		296,400	334,700	357,100				
	100		296,700	335,100	357,500				
	101		297,100	335,300	358,000				
	102		297,400	335,700	358,400				
	103		297,700	336,100	358,800				
	104		298,000	336,500	359,200				
	105		298,300	336,700	359,700				
	106			337,100					
	107			337,500					
	108			337,900					
	109			338,100					
	110			338,500					
	111			338,900					
	112			339,300					
	113			339,500					
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400	434,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	161	313,200						
	162	313,500						
	163	313,800						
	164	314,100						
	165	314,500						
	166	314,800						
	167	315,100						
	168	315,400						
	169	315,800						
再任用 職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	120	299,200	331,500	367,000				
	121	299,500	331,700	367,400				
	122	299,900	332,100	367,900				
	123	300,300	332,500	368,400				
	124	300,700	332,900	368,900				
	125	300,900	333,100	369,300				
	126	301,300	333,500					
	127	301,700	333,900					
	128	302,100	334,300					
	129	302,300	334,600					
	130	302,700	335,000					
	131	303,100	335,400					
	132	303,500	335,800					
	133	303,700	336,100					
	134	304,100	336,500					
	135	304,500	336,900					
	136	304,900	337,300					
	137	305,100	337,600					
	138	305,500	338,000					
	139	305,900	338,400					
	140	306,300	338,800					
	141	306,500	339,100					
	142	306,900	339,500					
	143	307,300	339,900					
	144	307,700	340,300					
	145	307,900	340,600					
	146	308,300	341,000					
	147	308,700	341,400					
	148	309,100	341,800					
	149	309,300	342,100					
	150	309,600	342,500					
	151	309,900	342,900					
	152	310,200	343,300					
	153	310,600	343,600					
	154	310,900						
	155	311,200						
	156	311,500						
	157	311,900						
	158	312,200						
	159	312,500						
	160	312,800						

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に改める。

(一) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

第六条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(一) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十

八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

第五条第二項及び第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十四号)」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号)」に改め、「職員(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるもの、)を削り、「の適用を受ける職員及び」を「又は」に、「第二号任期付研究員をいう。」を除く。)である者」を「給料表の適用を受ける職員以外の職員」に、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）、又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）及びこれらに基づく埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第十九条第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例七十二号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員を除く。）若しくは医療職給料表（一）若しくは任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に調整対象職員であつた者で任用の事情を考慮して委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象

職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち委員会規則で定める日）（において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十一条第二項に規定する委員会規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）の月額合計額に百分の〇・一六を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から 4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から72号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から 4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
	5 級	1号給から 4号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から12号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から 8号給まで

二 平成二十二年六月一日において調整対象職員であつた者（任用の事情を考慮して委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一六を乗じて得た額

5 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）、埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）又は埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける者その他委員会規則で定める者（以下「学校職員等」という。）であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して委員会規則で定めるものについては、調整額に学校職員等との権衡を考慮して委員会規則で定める額を加えるものとする。

(人事委員会への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

本号で公布された条例のあらまし

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十三号)

(税務課)

一 趣旨

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する。

二 内容

超過税率を課する期間を五年間延長し、平成二十八年一月三十一日までに終了する事業年度分までとする。

三 施行期日

公布の日

条 例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十三年一月三十一日」を「平成二十八年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十四号)

(N P 活動推進課)

一 趣旨

伊奈町の字名及び地番の変更に伴い、埼玉県県民活動総合センターの位置の表示を変更する。

二 内容

埼玉県県民活動総合センターの位置の表示を変更し、現行の「伊奈町大字小針内宿字土井千六百番地」を「伊奈町内宿台六丁目二十六番地」に改正する。

三 施行期日

平成二十二年十月十九日

条 例

埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県県民活動総合センター条例（平成二年埼玉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大字小針内宿字土井千六百番地」を「内宿台六丁目二十六番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（青少年課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正により店舗型異性紹介営業が規制されることとなることに伴い、当該営業に対する埼玉県青少年健全育成条例の規制を廃止するとともに、規定の整備をするものである。

二 内容

(一) 店舗型異性紹介営業に係る次の規定の削除

ア 定義

イ 営業の届出

ウ 施設への入場等の禁止

エ 従業員名簿

オ 施設への入場禁止の表示等

カ 営業の停止

キ 聴聞の特例

ク 勧誘行為の禁止

(二) 規定の整備

(一)に伴う罰則等の規定の整備

三 施行期日

平成二十三年一月一日

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第十一号を削る。

第十七条の四から第十七条の九までを削る。

第十八条の三中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十三条の二中「、第十七条第一項若しくは第十七条の八」を「若しくは第十条第一項」に改める。

第二十五条第一項第四号中「、第十七条第一項又は第十七条の八」を「又は第十条第一項」に改める。

第二十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第十九条第一項の規定に違反した」に改め、同条各号を削る。

第二十八条の二を削る。

第三十条第一号中「若しくは第二項又は第十七条の四第一項若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「、第十七条の七第一項若しくは第二項」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第三十一条中「、第十七条の五」を削り、「から第二十九条まで」を「及び第二十九条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（次項において「旧条例」という。）第十七条の八各号のいずれかに該当する行為に係る店舗型異性

紹介営業の全部又は一部を停止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の八の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十六号) (政策調査課)

一 趣旨

県議会議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

二 内容

期末手当の支給割合の引下げ

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)。
ただし、平成二十三年度以降の期末手当の支給割合の改定は平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第二条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）
（教職員課）

一 趣旨

平成二十二年九月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告及び報告に基づき、学校職員の給与を改定するための条例の改正を行う。

二 内容

(一) 給料表

中高年齢層の学校職員の給料月額の引下げ

(二) 期末・勤勉手当

支給割合の引下げ

(三) 義務教育等教員特別手当

支給月額範囲の引下げ

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）。ただし、二の(三)は平成二十三年一月一日。

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の七十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の六十五」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の三十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の三十」を加える。

第十二条の九第二項中「一万千七百円」を「八千円」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

	40	221,700	283,600	352,500	408,700	488,700
	41	223,600	286,100	354,700	410,400	489,800
	42	225,400	288,700	356,800	412,000	490,800
	43	227,200	291,200	358,900	413,600	491,800
	44	229,000	293,700	361,000	415,200	492,800
	45	230,900	296,000	363,100	416,900	493,900
	46	232,600	298,700	365,200	418,500	494,900
	47	234,300	301,400	367,200	420,100	495,900
	48	236,000	304,100	369,300	421,700	496,900
	49	237,600	306,600	371,200	423,400	498,000
	50	239,300	309,100	373,100	425,000	499,000
	51	241,000	311,600	375,100	426,600	500,000
	52	242,700	314,100	377,100	428,200	501,000
	53	244,100	316,500	379,100	429,900	502,100
	54	245,800	318,700	380,900	431,500	503,100
	55	247,400	320,900	382,700	433,100	504,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700	505,100
	57	250,600	325,400	386,200	436,400	506,200
	58	252,200	327,600	387,900	438,000	507,200
	59	253,800	329,800	389,600	439,500	508,200
	60	255,400	331,900	391,300	441,100	509,200
	61	257,000	334,100	393,000	442,800	510,300
	62	258,600	336,300	394,500	444,400	
	63	260,200	338,500	396,000	446,000	
	64	261,700	340,700	397,400	447,600	
	65	263,200	342,900	398,900	449,300	
	66	264,900	345,100	400,400	450,900	
	67	266,500	347,300	401,900	452,500	
	68	268,200	349,500	403,400	454,100	
	69	269,700	351,500	404,900	455,700	
	70	271,200	353,600	406,300	457,300	
	71	272,700	355,700	407,700	458,900	
	72	274,200	357,800	409,100	460,500	
	73	275,500	359,600	410,500	462,000	
	74	276,900	361,500	411,900	463,000	
	75	278,300	363,500	413,300	464,000	
	76	279,700	365,400	414,700	465,000	
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	77	281,100	367,400	416,100	465,800	
	78	282,300	369,100	417,500	466,700	
	79	283,500	370,800	418,800	467,700	
	80	284,700	372,500	420,200	468,700	
	81	286,000	374,200	421,600	469,500	
	82	287,200	375,700	422,900	470,500	
	83	288,400	377,200	424,200	471,500	
	84	289,600	378,700	425,500	472,500	
	85	290,900	380,200	426,800	473,300	

別表第1(第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	486,700
	39	219,900	281,000	350,300	407,100	487,700

	133	328,500	424,900			
	134	328,800	425,400			
	135	329,100	425,900			
	136	329,400	426,400			
	137	329,800	426,800			
	138	330,000	427,300			
	139	330,300	427,800			
	140	330,600	428,300			
	141	330,900	428,700			
	142	331,200	429,200			
	143	331,500	429,700			
	144	331,800	430,200			
	145	332,100	430,600			
	146	332,400	431,100			
	147	332,700	431,600			
	148	333,000	432,100			
	149	333,200	432,500			
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
再任用 学校職 員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

86	292,100	381,700	428,000	474,300
87	293,300	383,200	429,200	475,300
88	294,500	384,700	430,400	476,300
89	295,700	386,100	431,600	477,100
90	296,900	387,500	432,700	478,000
91	298,100	388,900	433,800	479,000
92	299,300	390,300	434,900	480,000
93	300,100	391,800	436,000	480,800
94	301,300	393,100	437,100	481,800
95	302,500	394,400	438,200	482,800
96	303,700	395,700	439,300	483,800
97	304,700	397,100	440,400	484,600
98	305,800	398,100	441,200	485,600
99	306,900	399,200	442,000	486,600
100	308,000	400,300	442,800	487,600
101	308,900	401,400	443,600	488,400
102	310,000	402,500	444,200	
103	311,100	403,600	444,800	
104	312,200	404,700	445,400	
105	313,100	405,600	445,900	
106	314,000	406,600	446,500	
107	314,900	407,600	447,100	
108	315,800	408,600	447,700	
109	316,800	409,500	448,300	
110	317,400	410,400		
111	318,000	411,300		
112	318,600	412,200		
113	319,300	412,900		
114	319,800	413,700		
115	320,300	414,500		
116	320,800	415,300		
117	321,400	416,100		
118	321,900	416,900		
119	322,400	417,600		
120	322,900	418,400		
121	323,500	419,200		
122	324,000	419,700		
123	324,500	420,200		
124	325,000	420,700		
125	325,600	421,100		
126	326,000	421,600		
127	326,400	422,100		
128	326,800	422,600		
129	327,100	423,000		
130	327,500	423,500		
131	327,900	424,000		
132	328,300	424,500		

	40	220,800	252,700	351,500	376,000	463,800
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	464,700
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	465,600
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	466,400
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	467,300
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	468,200
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	469,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	470,000
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	470,900
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	471,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	472,700
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	473,600
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	474,500
	53	243,100	286,100	373,900	395,900	475,400
	54	244,800	288,700	375,400	397,300	
	55	246,400	291,200	376,900	398,600	
	56	248,100	293,700	378,400	399,900	
	57	249,600	296,000	379,900	401,400	
	58	251,100	298,700	381,300	402,800	
	59	252,600	301,400	382,700	404,200	
	60	254,100	304,100	384,100	405,600	
	61	255,700	306,600	385,400	406,900	
	62	257,200	309,100	386,700	408,300	
	63	258,700	311,600	388,000	409,700	
	64	260,100	314,100	389,300	411,100	
	65	261,400	316,500	390,600	412,300	
	66	263,000	318,700	391,800	413,500	
	67	264,600	320,900	393,000	414,700	
	68	266,100	323,100	394,200	415,900	
	69	267,800	325,400	395,400	417,000	
	70	269,300	327,600	396,600	418,200	
	71	270,800	329,800	397,700	419,400	
	72	272,300	331,900	398,900	420,600	
	73	273,600	334,100	400,100	421,600	
	74	274,900	336,300	401,200	422,400	
	75	276,200	338,500	402,300	423,200	
	76	277,500	340,700	403,400	424,000	
	77	278,900	342,700	404,500	424,900	
	78	280,100	344,600	405,500	425,700	
	79	281,300	346,500	406,500	426,500	
	80	282,500	348,400	407,500	427,300	
	81	283,800	350,200	408,500	428,100	
	82	285,000	352,000	409,300	428,800	
	83	286,200	353,800	410,100	429,500	
	84	287,400	355,600	410,900	430,200	
	85	288,500	357,100	411,700	430,900	

再任用
学校職
員以外
の学校
職員

別表第2（第5条関係）

教育職給料表（2）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,000
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	462,900

	133		406,500			
	134		407,100			
	135		407,700			
	136		408,300			
	137		408,700			
	138		409,300			
	139		409,900			
	140		410,500			
	141		410,900			
	142		411,500			
	143		412,100			
	144		412,700			
	145		413,100			
	146		413,700			
	147		414,300			
	148		414,900			
	149		415,300			
	150		415,900			
	151		416,500			
	152		417,100			
	153		417,500			
	154		418,100			
	155		418,700			
	156		419,300			
	157		419,700			
	158		420,300			
	159		420,900			
	160		421,500			
	161		421,900			
再任用 学校職員		225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	86	289,500	358,800	412,500	431,600
	87	290,500	360,500	413,300	432,300
	88	291,500	362,100	414,100	433,000
	89	292,600	363,800	414,900	433,700
	90	293,500	365,100	415,600	434,400
	91	294,400	366,500	416,300	435,100
	92	295,300	367,900	417,000	435,800
	93	295,800	369,400	417,600	436,300
	94	296,600	370,700	418,300	437,000
	95	297,400	372,000	419,000	437,700
	96	298,200	373,300	419,700	438,300
	97	299,100	374,700	420,400	438,800
	98	299,900	375,800	421,000	439,500
	99	300,700	376,900	421,600	440,200
	100	301,500	378,000	422,100	440,900
	101	302,400	379,200	422,600	441,400
	102	302,900	380,300	423,200	442,100
	103	303,400	381,400	423,800	442,800
	104	303,900	382,500	424,300	443,500
	105	304,400	383,500	424,700	444,000
	106	304,800	384,500	425,300	444,700
	107	305,200	385,400	425,900	445,400
	108	305,600	386,400	426,400	446,100
	109	305,800	387,300	426,900	446,600
	110	306,200	388,300		447,300
	111	306,600	389,300		448,000
	112	307,000	390,300		448,700
	113	307,200	391,100		449,200
	114	307,500	392,000		449,900
	115	307,800	392,900		450,600
	116	308,100	393,800		451,300
	117	308,400	394,800		451,800
	118	308,700	395,600		
	119	309,000	396,400		
	120	309,300	397,200		
	121	309,500	397,900		
	122	309,800	398,700		
	123	310,100	399,500		
	124	310,400	400,300		
	125	310,600	401,000		
	126		401,700		
	127		402,400		
	128		403,100		
	129		403,900		
	130		404,600		
	131		405,300		
	132		406,000		

	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100

86		292,200	329,700	351,600	
87		292,500	330,000	352,000	
88		292,800	330,400	352,400	
89		293,200	330,900	352,900	
90		293,500	331,300	353,300	
91		293,800	331,700	353,700	
92		294,100	332,100	354,100	
93		294,500	332,600	354,600	
94		294,800	332,900	355,000	
95		295,100	333,300	355,400	
96		295,400	333,700	355,800	
97		295,800	333,900	356,300	
98		296,100	334,300	356,700	
99		296,400	334,700	357,100	
100		296,700	335,100	357,500	
101		297,100	335,300	358,000	
102		297,400	335,700	358,400	
103		297,700	336,100	358,800	
104		298,000	336,500	359,200	
105		298,300	336,700	359,700	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,900		
109			338,100		
110			338,500		
111			338,900		
112			339,300		
113			339,500		
再任用 学校職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400

	86	239,700	295,700	344,500	385,700		
	87	240,400	296,100	345,000	386,300		
	88	241,100	296,500	345,500	386,900		
	89	241,900	296,800	345,900	387,600		
	90	242,400	297,200	346,400	388,200		
	91	242,900	297,600	346,900	388,800		
	92	243,400	298,000	347,400	389,400		
	93	243,700	298,200	347,700	390,100		
	94		298,600	348,200			
	95		299,000	348,700			
	96		299,400	349,200			
	97		299,600	349,500			
	98		300,000	350,000			
	99		300,400	350,500			
	100		300,800	351,000			
	101		301,000	351,300			
	102		301,400	351,700			
	103		301,800	352,100			
	104		302,200	352,500			
	105		302,400	353,000			
	106		302,800	353,400			
	107		303,200	353,800			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200	355,100			
	111		304,600	355,500			
	112		305,000	355,900			
	113		305,200	356,400			
	114		305,600				
	115		306,000				
	116		306,400				
	117		306,600				
	118		306,900				
	119		307,200				
	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,200				
	123		308,500				
	124		308,800				
	125		309,200				
再任用 学校職 員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の三十五、十二月に支給する場合には百分の三十」を「百分の三十二・五」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第六十号)」を「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十七号)」に改め、「(減額改定対象外職員(附則別表第三の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員でその号給が附則別表第三の号給欄に掲げる号給であるものをいう。))を除く。))」を削り、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第三を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第一条中学校職員の給与に関する条例第十二条の九第二項の改正規定は平成二十三年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。))の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(学校職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例及び

これに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）等の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第十二条の二第二項（同条第三項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第十三条において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に学校職員以外の者又は学校職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの）学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二十九号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される学校職員を除く。（からこれらの学校職員以外の学校職員（以下「調整対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に調整対象職員であつた者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち教育委員会規則で定める日））において調整対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（学校職員の給与に関する条例第九条の七第二項に規定する教育委員会規則で定める額を除く。）、へき地手当（同条例第十条の三の規定による手当を含む。）、管理職手当及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・一六を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（平成二十二年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、調整対象職員以外の学校職員であつた期間その他の教育委員会規則で定める期間がある学校職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して教

育委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表(1)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から24号給まで
教育職給料表(2)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
学校栄養職給料表	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
事務職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで

二 平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤
 手当の合計額に百分の〇・一六を乗じて得た額

5 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例、埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)又は埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の適用を受ける者その他教育委員会規則で定める者(以下「職員等」という。)であった者から引き続き新たに学校職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものについては、調整額に職員等との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額を加えるものとする。

(教育委員会への委任)
 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)
 7 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

県立中学校一校及び県立高等学校一校の位置の表示を変更するための改正

二 内容

県立伊奈学園中学校及び県立伊奈学園総合高等学校の位置の表示の変更

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号の表及び第二号の表埼玉県立伊奈学園総合高等学校の項中「大字羽貫字平谷千三百番地一」を「学園四丁目一番地一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（生活環境第一課）

一 主旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、いわゆる出会い系喫茶営業が規制の対象となったことから営業禁止地域を指定した。

二 内容

いわゆる出会い系喫茶営業の営業禁止地域を定めた。

三 施行期日

平成二十三年一月一日

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十一条の二第四項」を「第三十一条の二第四項ただし書」に改め、同条第一号中「まで」の下に「及び第六号」を加え、「及び同条第九項」を「並びに同条第九項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十五号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条から第十条までを二条ずつ繰り上げる。

第十一条第二項中「様式第九号」を「様式第六号」に改め、同条を第九条とする。
様式第六号から様式第八号までを削る。

- 「(4)
- (5)
- (6)
- (7) 様式第六号中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式裏中
- (8)
- (9)

店舗型異性紹介営業施設

質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所

インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所 又
携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる
営業（風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。）を行う場所 」

「(4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

(5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所

(6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

(7) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

(8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる
営業（風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。）を行う場所 」

に、「(5) 第 2 6 条第 1 項」を「(4) 第 2 6 条第 1 項」に改め、同様式を様式第六号とする。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

埼玉県訓令第十七号

訓令

本 庁
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	給 料 表				
		1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,400
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,400
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,500
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,600
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,500
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,500
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,500

	83		261,700	321,700	343,000	383,900
	84		263,400	322,300	343,500	384,500
	85		265,000	322,800	344,000	385,100
	86		266,700	323,300	344,500	385,700
	87		268,400	323,800	345,000	386,300
	88		270,200	324,300	345,500	386,900
	89		272,000	324,800	345,900	387,600
	90		273,800	325,300	346,400	388,200
	91		275,600	325,600	346,900	388,800
	92		277,400	325,900	347,400	389,400
	93		279,200	326,200	347,700	390,100
	94		281,100	326,500	348,200	
	95		283,000	326,800	348,700	
	96		284,900	327,100	349,200	
	97		286,200	327,400	349,500	
	98		287,800	327,700	350,000	
	99		289,300		350,500	
	100		290,800		351,000	
	101		292,300		351,300	
	102		293,600		351,700	
	103		294,900		352,100	
	104		296,200		352,500	
	105		297,500		353,000	
	106		298,500		353,400	
	107		299,400		353,800	
	108		300,300		354,200	
	109		301,200		354,700	
	110		301,900		355,100	
	111		302,600		355,500	
	112		303,300		355,900	
	113		303,800		356,400	
	114		304,400			
	115		305,000			
	116		305,700			
	117		306,400			
再任用 職員		192,200	203,500	214,000	258,400	278,700

	40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,500
	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400
	42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,300
	43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,200
	44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,100
	45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,000
	46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,600
	47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,200
	48	183,000	210,900	275,300	309,300	356,800
	49	184,500	212,300	277,100	310,600	358,500
	50	185,700	214,000	278,900	312,200	359,700
	51	187,000	215,700	280,700	313,800	360,900
	52	188,300	217,400	282,500	315,400	362,000
	53	189,700	218,900	284,200	317,100	363,000
	54	190,800	220,100	285,900	318,700	364,100
	55	192,000	221,300	287,600	320,300	365,100
	56	193,200	222,500	289,200	321,900	366,200
	57	194,400	223,800	290,800	323,400	367,100
	58	195,600	225,400	292,400	324,600	367,800
	59	196,700	227,000	294,000	325,800	368,500
	60	197,800	228,600	295,500	327,000	369,200
	61	198,800	230,300	297,000	328,100	369,800
	62	200,000	231,800	298,300	329,100	370,500
	63	201,200	233,300	299,700	330,000	371,200
	64	202,400	234,800	301,100	331,000	371,900
	65	203,600	236,200	302,500	331,900	372,400
	66	204,900	237,600	303,900	332,700	373,100
	67	206,200	239,000	305,300	333,500	373,800
	68	207,500	240,400	306,700	334,300	374,500
	69	208,800	241,700	308,000	335,200	375,000
	70	210,100	243,100	309,300	335,900	375,700
	71	211,400	244,500	310,400	336,600	376,400
	72	212,700	245,900	311,500	337,300	377,100
	73	213,600	247,300	312,600	337,800	377,600
	74	215,000	248,700	313,600	338,400	378,300
	75	216,300	250,100	314,700	339,000	379,000
	76	217,700	251,500	315,800	339,600	379,700
	77	218,800	252,700	316,900	340,000	380,200
	78		254,000	318,000	340,500	380,800
	79		255,300	318,800	341,000	381,400
	80		256,600	319,600	341,500	382,000
	81		258,300	320,400	342,000	382,700
	82		260,000	321,100	342,500	383,300

再任用
職員以
外の職
員

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年埼玉県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に改め、「(附則別表第三の号給欄に掲げる号給である技能職員を除く。)」を削り、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第三を削る。

附則

1 この訓令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

2 技能職員の給与等に関する規程第五条第一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号)(附則第四項の規定の適用については、同項第一号中「。」「若しくは」とあるのは「。」、技能職員の給与等に関する規程別表第一の適用を受ける技能職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令(平成二十二年埼玉県訓令第十七号)(附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年埼玉県訓令第三号)(附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される技能職員を除く。)(若しくは」とする。

3 この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則別表

職務の級	号給
1級	1号給から77号給まで
2級	1号給から112号給まで
3級	1号給から61号給まで
4級	1号給から48号給まで
5級	1号給から32号給まで

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども家族いきいきプロジェクト・あつとほーむ
- 三 代表者の氏名
宮島 清
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡滑川町大字月輪一六二三番地一〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、社会が流動化し、忙しさが増し、人々の暮らしから現実感が失われる中で、育ち合うことと支え合うことが難しくなっている子どもと家族を支え、子どもたちの健全な育成をめざすための活動（ソーシャルワーク）を行い、活力ある地域社会を作ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域文化R&Dプロジェクト

三 代表者の氏名

眞中 義治

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区小溝六九一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に対し歴史的・民族的・社会学的研究を行う事を通じて、地域の活性化や産業、文化の発展に対し貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人仲良し作業所

三 代表者の氏名

近藤 三枝

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区本郷町七八一番地一 エレガントシティー〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、自立した生活を送るために、作業の場を提供し、作業訓練や、コミュニケーション訓練などを行い、障害者が安心して暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

防災ヘリコプター 1機

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成24年3月23日（金）

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から起算して過去5年以内に国又は他の地方公共団体とヘリコプターの調達にかかる契約を締結し、履行した実績がある者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当 森 電話048-830-3167（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 3階危機管理防災部会議室 平成22年11月29日（月）午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当 平成22年11月26日（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年11月15日（月）午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Fire and rescue helicopter, 1

(2) Deadline for tender:

By registered mail: 5:00 p.m., November 26, 2010

In person: 11:00 a.m., November 29, 2010

(3) Contact information:

Fire and Disaster Prevention Division, Department of Crisis Management and

Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-3167

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）和光都市開発株式会社 代表取締役 西井國夫

東京都千代田区富士見一丁目十一番二号

（変更後）和光都市開発株式会社 代表取締役 河崎健治

東京都千代田区富士見一丁目十一番二号

ハ 変更年月日

平成二十二年八月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十二年十月五日

二 縦覧期間

平成二十二年十月十九日から平成二十三年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月十九日から平成二十三年二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク深谷稻荷町店

深谷市稻荷町一丁目三百五十九 一

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 一箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 二箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年七月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十二年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十二年十月十九日から平成二十三年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月十九日から平成二十三年二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
システム移行用サーバの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
218,644,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年7月16日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番一三地先から秩父市小柱字塚原五〇〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十二年十月二十四日 （午後四時）</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年十月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六九五・二六メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p>秩父児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市蒔田字諏訪五八番一地从先から 同市小柱字長池五九六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年七月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十四号で告示した道路予定区域の新Aと新Cの一部供用開始である。 延長四四四・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>まで ら 同市北堀字前田一九二七番三 地先 本 庄 市 北 堀 字 田 端 一 六 三 番 二 地 先 か</p>	<p>で か ら 同 市 栗 崎 字 前 田 九 九 番 三 地 先 ま</p>	<p>本 庄 市 北 堀 字 西 裏 一 九 〇 二 番 三 地 先</p>	<p>区 間</p>
<p>一 七 ・ 七 〇</p>	<p>一 一 ・ 八 七 ・ 一 三 ・ 三 九 一 二 ・ 六 七 ・ 二 〇 ・ 一 七</p>	<p>一 一 ・ 八 七 ・ 一 三 ・ 三 九</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>一 二 四 ・ 〇 〇</p>		<p>三 四 三 ・ 〇 〇</p>	<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
<p>路 の 廃 止</p>	<p>備 事 務 所 長 告 示 第 七 号 の 橋 り よ う 架 換 工 事 に 伴 う 迂 回</p>	<p>現 道 拡 幅 及 び 平 成 二 十 一 年 二 月 十 日 埼 玉 県 本 庄 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 七 号 の 橋 り よ う 架 換 工 事 に 伴 う 迂 回</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>本庄市北堀字西裏一九〇二番三 地先から同市北堀字前田一六二番 五地先まで</p>	区 間
<p>一八・〇〇 } 二〇・一七</p>	<p>一一・八七 } 一二・九一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一四二・〇〇</p>		延長 (メートル)
		備 考